

委員長（陣内孝雄君） ただいまから郵政民営化に関する特別委員会を開会いたします。

郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、以上六案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

片山虎之助君 おはようございます。自由民主党の片山虎之助でございます。

冒頭に一言申し上げたいんですが、昨日、衆議院の永岡先生がお亡くなりになりました。事情は分かりませんが、心から永岡先生の御冥福を祈りたいと思いますし、御家族の皆様にもこれまたお悔やみを申し上げたいと、こういうふうに思います。

さて、参議院の特別委員会におきますこの法案の審議、粛々とやってまいりまして、言わば大詰め、最終局面、こういうことだと思っております。審議に伴いましてマスメディアの皆さんの報道も大変過熱さみでございまして、白勝て赤勝てか、どうも政策論よりも政局論、こういう感じでございまして、一方、そういうふうに報道してもらえるとすることはこの問題に対する国民の皆さんの認識を非常に高めていると、こういうふうに思います。

今日は大詰めでのこのテレビ中継でございまして、国民注視でございまして、どうか総理始め政府側の皆さん、衆議院の皆さん、是非分かりやすい簡潔な御答弁と、あわせて、簡潔とははずが合わないではないかと言われるかもしれませんが、丁寧で誠実な御答弁を是非お願いいたしたい。国民の皆さんの理解が恐らく参議院議員の賛否にも大変な影響があると、こう思っておりますから、私も率直に御質問させていただこうと、こういうふうに思います。

それで、冒頭、少しいろいろ言わせていただきますけれども、私は最後の郵政大臣と最初の総務大臣を幸運にもやらせていただきまして、この郵政問題には個人的にも大変思い入れがあるわけでございます。

平成十四年の通常国会で、相当苦労しながら、総理にも御答弁いただきながら日本郵政公社法案を通しました。引き続いて、生田さんという大変適任な方に総裁予定者になっていただいて、総理の御指名もあつたわけでありまして、十五年の四月から日本郵政公社がスタートいたしました。今日で二年四か月であります。そこで、発足に当たりまして、できるだけ国会や政府が公社には口出しすまいと、四年の単位で中期経営目標と中期経営計画を認可して、その中でできるだけ自由にやらせよう、ということでありました。

まあ、私は、四年は波風立たずに公社として経営をやって、四年が終わったらその結果を検証してどうするのかと、民営化に行くのか公社で直すのか、こういうことであろうと思ったわけでありまして、実はスタート間もなくから民営化問題が大変な話題になりまして、民営化法案を出す、こういうことになりました。私個人はいささか早いかかと、こう思いますけれども、総理は遅過ぎると。公社法案のときにも、総理は公社は民営化の一里塚だと、こういうことを言っておられましたし、まあこれも一つのお考えであろうと思います。

いずれにせよ、公社という形で、恩典もあるが制約もあると、不自由なままで経営体として推移することは将来はそんなに明るくないわけですね。そういう意味では、できるだけ民間とイコールフットイングで自由度を増して伸び伸びとやるということも一つの選択なわけですよ。新しい分野にやる、サービスを向上する、経営体質等を強化する。三百四十兆という郵貯、簡保の金を有効に使える道を開く、すぐ使えるわけじゃありませんけれどもね。あるいは見えない国民負担があるのかもしれないけれども、見えない公社負担もあるんで、これを透明にすると。

こういうことは私は確かに一つの考え方だと、こう思うわけでありまして、同時に、今の郵便局がやってい

る郵政事業というのは、民にできることは民でといたしますけれども、民でできない、民でできにくいこともあるわけでありまして。例えば、日本じゅうネットワークを引く、日本じゅうユニバーサルサービスを貫徹する、これはなかなか民では直ちにはできない、直ちにはですね。しかも、やっていることは、郵政事業というのは、私はいつも言うんですが、最低の生活保障手段なんですね、国民の。言わばセーフティーネットであると。郵便局自身は今かなり崩れつつあるコミュニティーの一つのセンターになっていると、大変公的な役割、公的な存在であります。

だから、私は、やるんなら民でできにくい、民であるいはできないこともやりながら、なだらかに民営化に移行する、緩やかになだらかに民営化へということをやっていると、そういう意味では、このネットワークを守るということ、維持するということ、ユニバーサルサービスを確保するということは民営化においても私は大きな前提だと、こういうふうを考えているわけでありまして。

そこで、基本的なことを総理にお伺いしたいと思っておりますけれども、まず第一点は、郵便局のネットワーク、二万四千七百の局のつながり、ネットワークは民営化後も移行期間後もこれは私は維持されなければならないと。ということは、特別な事情がない限り郵便局は残す、つぶさない、ということであると思っております。

過疎地だけじゃありません。地方、地方都市も大都市圏も同じと、こういうふうに思っておりますけれども、総理、この点が一番皆さんの懸念ですから、国民を含めて、郵便局をどうされるのか、ネットワークをどうするのか、明快なる御答弁をお願いします。

内閣総理大臣（小泉純一郎君） まず冒頭に、片山議員もお話しされましたように、昨日、同僚の永岡代議士が亡くなられたことにつきましては、心からお悔やみを申し上げます。また、御冥福をお祈り申し上げます。

今日は、久しぶりに片山幹事長、質問されると。この郵政法案につきまして、最後の郵政大臣、最初の新しい総務省に変わったときのいわゆる郵政を担当する総務大臣、そして郵政公社になる法案を仕上げた大臣として、最も我が党内におきましてよく理解されている方であるということは私も十分承知しておりますし、また内閣で協力していただいたことに対しまして感謝しております。

聞くところによりますと、今日は七十歳の誕生日だと聞いております。誕生日おめでとうございます。とても七十歳には見えないほど若いし、頭も、頭脳も明晰だし、今日の質問も丁寧なやれということでありますので、若干長くなりますが時間をかしていただきたいと思っております。

七十といえば古来まれなりという古希でありますけれども、自民党の幹事長がこうした質問に立つものも、立つときもまれだと思いますが、それだけに、この参議院での審議が、自民党の最高幹部が質疑をしなきゃならないということについて、多くの理解を得なきゃならない重要法案であるという御認識の上に、今日はあえて指揮する立場、質問者を定める立場の幹事長が自ら質問されるということだと理解しております。

今御指摘の郵便局ネットワークを維持されるのかという、最も多くの国民が心配されることでありますが、私は元々、この郵便局ネットワークというものは日本国民の資産だと思っております。この郵便局の資産をなくすのではないかと、なくなるのではないかと不安といたしますが懸念に対しましては、今までも私は、これはなくなるんだと、よく生かしていくんだということを答弁してきたものであります。改めて、片山幹事長、御質問するわけありますので、この点については与党との協議におきましても最も重要なポイントとなったところであります。そうした多くの懸念を払拭するために、この法案においては、郵便局のネットワークをしっかりと維持し、国民の安心、利便を守りながらこの資産を十分活用するという配慮をしたところであります。

具体的には、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置することを法律上義務付け、さらに省令における具体的な設置基準として、特に過疎地について、法施行の際、現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とするを規定することとしているところでございます。さらに、社会・地域

貢献基金の設置や株式持ち合いによる一体的経営を可能とするなど、郵便局のネットワークが移行期間後においてもしっかり維持されるよう、きめ細かな法制上の担保を行うこととしたところであります。

もちろん、将来における地域の実情に応じて合理的な再配置が行われることが否定されるものではありませんが、与党との協議を踏まえて、国民の不安を払拭するためにこのような幾重にもわたる手厚い手当てを講じているところであり、政府としては、この枠組みをしっかりと運用し、郵便局ネットワークを国民の資産として守って、万が一にも国民の利便に支障が生じないようにしていきたいと考えております。

片山虎之助君 今総理が言われるように、現行法令よりも今回の法令の方がはるかに丁寧に私は規定していると、こういうふうに思います。この郵便局を残すために、今総理のお考えをお聞きしました、今後、我々も政府とともに、国会も郵便局ネットワークはしっかり維持していくということについて最善の努力をしまいたいと、運用上も頑張ると、こういうことで是非お願いしたいと思います。

それで、二番目が、ユニバーサルサービスと申しますか、このグループ経営をやる。今まで公社は三事業一体でやってきた。今度は分社化になりますが、グループで経営してもらおうと。そういうことで、金融も貯金や保険も十年後に切り離すのではなくて、グループ経営の中にとどまってもらおうと。これが衆議院の修正においても最大の争点と申しますか、政府との折衝事項であったわけであります。

過疎地の郵便局は、結局、その人件費の大部分は結局金融に頼っているんですね。郵便じゃないんですよ。無集配の特定局が一万五千五百ある。これはほとんど貯金と保険で食っているんです、簡単に言いますと。だから、これをやらないようになるということは、維持がなかなか難しくなるし、そういう過疎地の住民の利便性というのは極めて低下する、ですね。年金をもらうあるいは恩給をもらう、あるいは送金をしてもらう、こっちが送る、ちょっとしたお金があれば預ける、ファミリーバンクですからね。それから、簡保についても、これは本当に簡便な最低の生活保障ですから。

そういうことで、十年たって完全によそにやっちゃうんじゃないで、グループにとどまってもらおうと、これが私は大変必要なことだと。そこで、政府がいろいろ努力されまして、党も申入れをいたしました、制度的な工夫をされております、ですね。例えば、十年たっても経営者の判断で幾らでも延ばしていいよと、エンドレスですね。あるいは、二兆円の基金を積んで、その基金によって助成をしていくよと、採算が合わないところは。あるいは、これはいろんな議論がありますが、株の持ち合いも、縦は連続的保有である、的が入っておりますけれどもね。横の持ち合いは一定の条件があれば移行期間内でもできると、こういう補強をしているわけですが、制度的な手当てをしておるわけでありまして、それじゃ、それで十分かという議論が皆さんにある。

それで、私は、いずれにせよ、これから約二年後にスタートして十年掛かるわけでありまして、まだ話は先でありますけれども、できるだけこのユニバーサルサービス、金融サービスもグループ経営の一環としてやるということの上で、状況を見ながら、更にこの制度的な手当て、努力を補強していくと、こういうことが必要じゃないかと思っておりますけれども、総理、いかがでしょうか。

内閣総理大臣（小泉純一郎君） 今の御質問のポイントで一番懸念されている点は、貯金と保険の金融サービスができるのかと、この郵便局、いわゆる民営化法案によってということだと思っております。

私は、この点につきましても盛んに政府と与党の中で協議された点でありまして、これまでの国会審議においても、民営化後、過疎地の郵便局では金融サービスが提供されなくなるのではないかと懸念が再三指摘されてきましたので、法案におきましては、この与党との協議を踏まえまして様々な工夫を凝らして、民営化後も特に過疎地等の郵便局において従来どおり貯金、保険のサービスがしっかりと提供されるよう配慮したところであります。

具体的には、まず、サービスの拠点となる郵便局の設置を法律上義務付けた。また、移行期間中における代

理店契約、保険募集委託契約の義務付けや社会・地域貢献基金の設置によって郵便局における金融サービスの提供を確保し、さらには株式持ち合いによる一体的経営を可能とすることにより、これまで同様、郵便局を拠点として一体感を持った業務展開ができるようにしております。

また、銀行業及び生命保険業の代理業務が衆議院における修正により営むことができる業務として具体的に法律上明示されたことによって、郵便局会社の業務としての位置付けの明確化が図られたものと考えております。この修正は、郵政民営化にかかわる国民の不安感とか懸念の払拭に私は役立つものと考えております。

さらに、政府、与党合意において、民営化委員会による三年ごとの検証の対象には必ず基金の活用等による金融・保険サービスの提供状況を含むこととするとともに、その検証結果を遅滞なく国会へ報告することとされたところであり、また衆議院における修正により、この「検証」が「見直し」に改められました。これにより民営化委員会が見直しを行った結果、過疎地における貯金・保険サービスの提供状況について何らかの問題が生じていると判断されるときには、改善策について意見を述べることとなります。そして、民営化委員会の意見を受け、本部長である内閣総理大臣を中心に郵政民営化推進本部が責任を持って対応することとなる。

この与党との真摯な協議を踏まえまして、国民の不安を払拭するために幾重にもわたる手厚い手当てを講じているところでありますが、政府としては、この枠組みをしっかりと運用して、民営化後も過疎地等の郵便局において金融サービスがしっかり提供されるよう努力を続けてまいりたいと思っております。

片山虎之助君 だから移行期間の十年は完全にやると。その十年の後も今の制度的な手当てと、今の総理の答弁でこれは金融サービスは続けると、こういうことでございまして、しかも民営化委員会が三年ごとの見直しをやって、金融サービスがおかしいよと、この地域は、ここは妙なことになっているよということがあったら、民営化委員会が意見を言って手当てをすると、こういうことでございますので、この点も私は、政府と国会の合わせた努力で今後担保できるのではないかと、こういうふうに思っております。

さて次の点は、見直し条項でございますけれども、これも衆議院の修正の段階で検証、「総合的な検証」となっているものを「総合的な見直し」と直したわけでありまして。検証というと、事実の確認的なちまちま風ですからね、やっぱり見直しとは、広く大きく見直すと、こういうことでございますが、せんだっての参議院本会議の総理の答弁でも、経営形態を含めて見直しの対象にすると、こういうことを、踏み込まれた答弁を、衆議院より、されたわけでありまして、是非、経営形態を含めて、大小のあらゆることについて問題が起これば見直ししていくと、こういうことが私は必要だと思えます。

制度設計に百点はないんですよ、どんな制度設計でも。やっぱりこれはいろんな検討を経る、状況の変化を見てフォローしていく、直していくと、そういうことによって満点に近づけるといことが私は制度設計だと、こう思う。

したがって、見直し条項の運用と申しますか、これをどういうふうにやっていくかというのは大変重要な大きな制度変更の私は眼目だと思います。見直しについての総理の御見解をお伺いしたい。

内閣総理大臣(小泉純一郎君) 表現として検証より見直しの方がいいだろうという大方の意見であります。確かに、日ごろ国民によく使われる言葉としては検証より見直しの方が分かりやすいだろうという率直な御意見を与党との協議においてもいただきました。

もとより、郵政民営化というのは国民の利便性をいかに向上していくか、さらに経済の活性化をどのように図っていくかというために重要であるということでこの法案を提出しているわけでありまして、この見直しであります。郵政民営化による三年ごとの総合的な見直しというのは、経営形態の在り方を含めた郵政民営化に関するすべての事項を対象とするものであり、民営化委員会が郵政民営化の進捗に関し民営化の目的に照らし問題が生じていると判断したときには、郵政民営化法に定められた理念、方向に即して問題について見直しを

行うこととなるというふうに考えております。

片山虎之助君 はい、ありがとうございました。是非そういうことで見直しの御適用をお願いいたしたいと思います。

生田総裁がお見えでございますから、生田総裁の参議院の審議における答弁を聞いておりますと、民営化には大変メリットがあるんだと、早い方がいいんだと、こういう答弁をされているやに私はお聞きしましたが、衆議院のときよりはこれもまた踏み込まれた答弁かなと、こう思っておりますけれども、今の一連の、ネットワークの維持、ユニバーサルサービスの確保、見直し条項の運用、これを含めて生田総裁の御見解をお伺いいたしたい。

参考人（生田正治君） お答えします。

経営の立場で経営の内側へ入りますと、その事業体が与えられている経営環境の中で将来およそどういうふうになっていくかというのは大体分かるものなんです。入ってみまして一年もしてみましたら、今の公社法の枠内では大変制約が多くて、まだ改善の余地があるから、この四年、五年、六年ぐらいいいんですけれども、その先は大変難しいなというふうに感じました。それが経営骨格試算で示されているわけで、年々収益も利益も減るというもので示されていると。

そこで、私は、それ、やはり国民の生活インフラとして大変重要な郵政事業ですから、やはりそれが健全に持続されて、どこかのお助けを得ないで自立的に生活インフラとしての使命を果たしていくためには事業そのものが健全でないといけないと、こういう考え方で二つの方法があるんで、一つは大幅な公社法の改正をさせていただいて経営の自由度をいただくか、あるいは良い民営化をしていただくか、どちらかという選択になるんだろうということを申し上げたわけでございまして、そういう御認識にもし立っていただけるとすれば、改革というものは遅いよりも早い方が効果も大きいし確実にできると、そういった意味で早い方がいいんじゃないかということを申し上げた次第であります。

それから、今の郵便局ネットワークの関連で一言、今お話を承っておりまして感じたことは、経営者といったら何か常に利益優先だけで、何でもばさばさ整理してしまうというふうに思われがちなんです、そういう経営者がいないとはいいいませんが、本当は経営はそんなシンプルなものじゃないわけございまして、経営者というものは、ステークホルダー、関係する人、株主とか従業員、顧客は無論のこと、地域社会も物すごく重んずるわけでありまして。

もしそういったものに十分な配慮をしないで経営をすると、その経営者は格が落ちるわけで、会社の格も落ちるということで、市場でも評価されない。したがって、優れた経営者というのは、それほど優れなくても、必ず地域社会に配慮をしていくというわけでありまして、郵政事業の場合は顧客というのは全国民の皆様方が私は顧客だと思います。それから株主、これは政府を通じて全国民の方たちが株主だと思います。だから、そういったものに対して十分な配慮をするというのは、経営者というのは当然であります。

あと二、三点だけ、ちょっと時間をいただいて言わしていただきますと、過疎地も含めて、たとえ逆ざやの局を含んでいまして、日本じゅうにまたがる郵便局のネットワークというものは、これは実は郵政事業が持っております掛け替えのない貴重なブランドバリューです、ほかにないんですから。これはもう郵政事業しか持っていない大変貴重なブランドバリューと考えますので、経営者というものは、そういうブランドバリューが傷付いて、あそこはほかのところと一緒にやないかと言われぬように、多分個性化のためにも大事にするだろうと思います。

それから、ビジネスモデルの自由化をしていただきましたら、ワンストップコンビニエンスオフィスの機能が高まると思います。ストアじゃありません、オフィスです。これは、地方自治体の業務の代行業務を増やす

とか地域社会のお仕事をするとか、スペースが空いていれば小さな小売業を一緒にやるとか、いろんなことをやって地域社会の皆様方に喜んでいただくとともに、同時にこれは収入源にもなるわけです。したがって、今非常に採算の悪い郵便局も多少はそういうことで収入を補うことができる。

さらに、そういうことで、経営者というものは、多分、私ならそう思うんですけども、多分他の経営者も郵便局ネットワークというものを、何となく議論を聞いていると、負の資産、非常に困ったものだという前提で御議論になっているように思うんですが、そうではなくて、日本列島にまたがる潜在的な有望な、有効な営業資産と、こういう観点で経営者というものは考えるであろうと、こういうふうに思いますし、現に私は今そう考えているわけでありませう。

それでも私は、経営者が悩んではいけなないと、ジレンマに陥っちゃいけないと思ったので、公的に郵便局設置基準を作ってください、それで、公的な基準によってそういうものを担保しておく必要があると思ってお願ひしたのは、今、省令その他でやっていただければということで歯止めも掛かると。それから、ここでの政府の御答弁やら、更には総務省や民営化委員会の監視という制度の裏打ちがあれば私は必要なところの郵便局は維持されると、こういうふうに思うわけでありませう。

最後に一言だけ。郵政事業は、伝統的に全国の郵便局ネットワークを通じまして全国のお客様の利便性に役立って、大変大きな信頼をいただいております。そしてまた、職員としては、その信頼におこたえすることを誇りと思っているので、これはもう遺伝子みたいなもので脈々と流れておりまして、そうやって働くことに喜びを感じております。

無論、市町村合併とか、地域社会、随分社会が進化していっていますから、そういったものに合わせたある程度の郵便局の調整とか生産性の向上とか、これは民営化しようがしまいが、公社であろうと当然やることだと思いますが、そういうことは当然あるわけでありませうが、総じて言えば、地域社会の皆さんが生活インフラとして必要とされるならば郵便局はきちんと維持されると私は確信しておりますし、その思いは次にきちんと引き継いでいきたいと、かように思っております。

片山虎之助君 大変ありがとうございました。総裁にいい答弁いただきまして、理解が皆さん深まったと思ひます。

そこで、これから各論に入りますけれども、先ほども言ひましたが、株の持ち合いですね。特に、金融サービスを残す、守るための株の持ち合いについて、縦の持ち合いにつきましては連続的保有だと。連続保有はそれはちょっと難しいと。的が入ったわけですね。いろんな工夫があつて、ワンタッチで処分してまた買ひ戻せると、基準日をずらして株主総会出席や議決権の行使には支障がないんだと、だからいいではないかというんですが、なかなか分かりにくいんですよ。どうしてもその連続的の的を取れない理由を竹中大臣、分かるように御説明ください。

国務大臣(竹中平蔵君) これは委員がずっと今日御指摘してくださっていますように、この郵便局ネットワークを活用して、そして貯金、保険の金融サービスがこれまでと同様一体的に運営されるということ、これやはり国民のもう望んでいることだと思います。国民の利便からも重要でありますし、また、これは経営としてもそのようにしていくことが重要であると。私、委員の御指摘は全くそのとおりであるというふうに思っております。

そのために、この四分社化した各民営化会社の上にこのグループ全体の言ひば本部といひますが、ヘッドクォーター機能を持つという意味で持ち株会社をまず設立をする、そして、その上でまた代理店契約の義務付けや社会・地域貢献基金という仕組みをつくる、そうすることによって貯金銀行と保険会社から郵便局、局に業務委託がなされるように担保する、そういう仕組みをつくっている。さらには、金融二社の株式の完全処分の

後も株式持ち合いによる一体的経営を可能にしているというところでございます。

その意味では、何重にもいろんな担保をしているわけでございますんですが、今の片山委員のお尋ねは、一体的経営と一体経営の関係で、なぜやっぱり一度株式を全部処分をしなければいけないのかという点であろうかと思えます。

これは、銀行と保険、この金融の仕事というのは、やっぱりほかの事業とは非常に違った性格を持っているということだと思えます。この金融の仕事では、いわゆる信用、信用というのが何よりも一番大事であると。そこにこの、今までこれ、国営の公社で行われていたわけですが、その信用という観点からしますと、国というのはこれはもう絶対的な信用を持っている主体でございます。その国というのがこの銀行に關与すると、關与できると、そういう影響力を持つということになりますと、これはやはり民営化に当たって、通常の一般の他の民間金融機関との間でもどうしても不都合が生じるのではないか。その意味では關与、国の關与をやっぱりきちっと切り離していただくということがどうしても必要で、その点が今回の民営化の大変重要なポイントになっているというふうに考えております。

だからこそ、この銀行と保険に関しては、これはやっぱり国が持っている、持ち株会社が持っている株をいったん完全に処分していただく、完全に処分していただくことによって、国の信用と關与を断ち切って、それでほかの民間金融機関と、正に民間の金融機関と対等になる、そういう仕組みをしっかりと確立することが民営化に当たってどうしても必要であるというふうに我々は考えたわけでございます。

しかし、これいったん民営化されます。いったん民営化された後は、これはやはり、逆に言うと、それ以上の規制を課すというのは、これは実はおかしな話でございます、民間の、他の民間の金融機関と同じルールでやっていただいたらよいのではないか。その中には当然、先ほどの持ち株会社等々の下で一体的経営が必要であろうというような判断をされるということは当然あるわけでございますので、それについてはしっかりとそういうことが可能になるような仕組みをやっぱりつくっておく必要があるのではないか。これは、独禁法の規制でありますとか、銀行法の規制、保険業法の規制、そういう一般的な法律にはきちっと従っていただきますけども、それ以上の民営化された会社に規制を課すことなく一体的な経営がやはり可能なような仕組みにしておこうではないかということはこの制度の中でうたっているわけでございます。

それ以上の説明はなかなか技術的なことになるわけでございますけれども、そういった意味では、株主権の行使が連続してできるように株主名簿の確定の基準日もしっかりと定めると、そういうことも法律の中で明記をさせていただいております、委員がおっしゃるとおり、これ、こういう一体的経営の運営を可能にするということは、これは大変重要だと思っておりますので、そのような民営化の主張を踏まえながらもそのような仕組みをつくらせていただいたつもりでございます。

片山虎之助君 国の關与と信用を一遍切ると、それが完全処分だと。ワンタッチで買い戻すんですよ。切れたような切れないような国の關与と信用になるんですよ。そのところが非常に、観念的には整理されているんでしょがね、実態から言うと一緒じゃないかと、こういうことになるんですよ。

それからもう一つ、今言われる法制では、現行法では株は五〇パー以上は持てませんよね。五〇パー以下は持てるんですよ。ただ、二〇パー以上になるとまたこれはいろんな認可が何か要る。公取の方の独禁法は二五パーですよ。二五パーがガイドラインに引っ掛かって審査が始まると。こういうことなんで、今言われているようなことならその法制を超えて徹底的にやるということなんでですよ、郵政だけ。そこが私分らない。でしょう。

しかも、今の連続的で、一遍売れば關与と信用がなくても、また買い戻すと關与と信用が付くんだけれども、一遍そこ切るというところが、遮断できるからいいということなんですか。リスク遮断ならするんですよ、いづれにせよ。事業として当たり前の話なんですよ。郵便と貯金と保険と。もう一度そのところを説明してく

ださい、皆さんに、全国の皆さんに分かるように。みんな疑問なんですよ。

国務大臣(竹中平蔵君) 今まで幾つかの民営化というのを日本の政府もやってきたわけでございますけれども、やはりそこは今までの一般の事業の会社と金融の場合との差というのがやっぱりいろいろ我々ももう徹底していろんな議論をさせていただいたんですが、やっぱり金融だという点が大変重要だと。したがって、その国の信用と関与をやはり何らかの形で断ち切る。そうすることによって民間と同じ土俵になれる。やっぱりそこが、委員は観念的には分かるけれども実態的には分かりにくいという御指摘をいただいたわけでございますけれども、そこをやはりきちっと、スタートラインとして同じところに、国の関与がないというところの実現をすることが、私はやはり、金融、銀行、保険の民営化するという意味で大変重要であるというふうに考えているわけでございます。

しかし、その上でですけれども、その上で、これは民間の会社になった以上は、ほかの民間の会社と逆に同じ条件を与えられるべきであるというふうに思います。

今、委員御紹介くださいましたけれども、ほかの民間の会社、いろんな株式の持ち合い、グループですわけですけれども、その際にはいろんなルールがございます。これは銀行の場合は、二〇%以上持つ場合は、これは銀行法で主要株主の規制というのがございますから、これは金融庁の認可を得なければいけないということになります。独禁法に関しては、これは影響力の問題がございますので二五%以下であるならば問題ないわけでございますが、二五%を超える場合は問題が出る可能性もあると。

そういうことも踏まえて、しかし、民間の企業でございますから、ほかの民間の金融機関も例えばグループの中での株式の持ち合いをしております。そういうことに関して特段新たな規制を加えるということは、これはしない。

やはり、民営化ということの趣旨を考えますと、民間と同じになっていただくということ、民間と同じになるから経営の自由度も得られる。経営の自由度とイコールフットィング、他の民間の金融機関と同じ条件にするというのは、その意味で大変重要なコインの両面であるというふうに申し上げているわけでございますので、その点についての、ここは一つのもう考え方なんだと思いますが、その考え方を非常に、ある意味ではすっかりと明示をさせていただいたと。しかし、実態的には、実態的には一体的な経営を行って、委員御指摘のように、そのネットワークを活用して金融サービスが同一に、これまでと同様に運用されるということは大変重要でございますから、そういうことが行われるような実効性のある仕組みをつくらせていただいたと、そのように思っております。

片山虎之助君 まあ、そこがなかなか分かりにくいんですよ。五パーまで下げてきて、ゼロにした途端また五パーにするのが。一遍そこで民になったんだから、今度は民として普通のルールでいくなだと。分かるんですよ、言われることは分かるんだけど、しかし、なかなか一般のあれからいうと分かりにくいんで。

この議論ばかりやっておてもしょうがありませんからもうやめますけれども、将来、この点はもう少し法制論としても実態論としても私は検討して、将来、見直しを十分議論していくべき問題だと思いますけれども、御認識いかがですか。

国務大臣(竹中平蔵君) 先ほど委員から見直しについて御議論賜りましたですけれども、これは、郵政民営化というのはあくまでもこれは国民のためにやるんだと、国民の経済を良くするためにやるんだと、その大きな目標があるわけでございますから、その範囲において、それを実現するという観点から、必要がある場合は、これは郵政民営化委員会においてしっかりとその議論をしていただくということになります。郵政民営化委員会はそういう意味で総合的にいろんな見直しを行っていただいて、議論をしていただいて、その議論につ



いては国会にも報告をしていただいて、かつ、それに対して措置が必要なときは郵政民営化本部が、この本部長は総理大臣でいらっしゃる、が責任を持って対応していくということでございますので、ここはやはりあくまで国民の、国民経済、国民の利益という観点からしっかりと政府としては対応をしていく、そのような見直しの仕組みもつくってございます。

片山虎之助君 それはひとつ、見直しの後にしましょう。

そこでもう一つ、移行期間、十年ですね。五年で全部株売っちゃう。今、十年でしょう、金融関係。それを五年で売っちゃう。そうしますと、あれ百四条か、民営化法案の、と百三十三条ね、貯金と保険違いますけれども、その規定の適用になって普通の会社になるんですよ、移行期間中でも。そうすると、今度は縦も横も全部民間のルールで株が持ち合いますね、五年で売っちゃう、全部、そうすると普通の会社になるんですから。いかがですか。

国務大臣（竹中平蔵君） 大変重要な御質問だと思います。

御指摘のとおり、仮に五年間で持ち株会社が郵便貯金銀行、郵便保険会社の全株式を処分した場合には、これは郵政民営化法の、今御指摘をいただいた百四条というのがございます、これは銀行について、百三十三条というのがございます、これは保険について、これは正に特別の規制のない普通の銀行、普通の保険会社になるということに相なります。この場合に、郵便局会社が経営判断によって、密接な取引関係を有する銀行、この中には郵便貯金、これ今郵便貯金銀行なわけですがけれども、その銀行や保険会社の株式を、他の民間金融機関の例と同様に独占禁止法でありますとか銀行法等々の一般法規制の下で、同時にこれは特殊会社でありますから本業を圧迫してはいけないとかそういうのがございますが、そういった特殊会社の規制の範囲内で、市場から、マーケットから取得、保有することはこれは当然可能でございます。これ、民間の慣行に照らしても問題とすべきことではないというふうに思っております。

今、縦、横というふうに御指摘になりましたけれども、その持ち株会社に関しましては、これは六十二条におきましてこの完全処分の義務というのはこれは解除されておられませんので、持ち株会社の場合は少し考え方が違うわけでございますが、郵便局会社がそのような形で百四条、百三十三条の規定に基づいて普通会社になった場合は、正に株式を持ち合っただけの一体的経営をするということはこれは可能でございます。

片山虎之助君 それから、一体的経営、グループ経営のもう一つの課題は人事ですよ、人事交流。持ち株ができて、郵便局会社ができて、郵便会社ができて、貯金銀行ができて、保険会社、五つになるわけでしょう。この間の人事交流、人事配置は自由自在ですか。例えば持ち株と、まあ持ち株と郵便局と郵便会社はこれは一〇〇%だから、これはまあそういうことは十分ある。しかし、こっちの方の貯金と保険は、将来の持ち合いは別にして、一遍は民有民営になるわけでしょう。この間の人事交流は全く自由ですね。

国務大臣（竹中平蔵君） 一体的経営という観点からしますと、これは当然、人、物、金、それぞれについて配慮が必要だと思います。金は、正に今御質問に出た資本関係、物は、正にこの契約関係等々ということになりますが、人の異動についても他の二つ以上に私は重要なことであると思っております。

この民営化後、後ですね、民営化後の職員の会社間の異動につきましては、これは民営化の趣旨を踏まえまして、制度設計上、特段の規制をするということはありません。むしろ、これ当分の間、新会社に共通して国家公務員共済制度を適用するとしていること、退職手当の支給に当たっては公務員時代の……

片山虎之助君 人事交流の方。共済はその後。

国務大臣（竹中平蔵君） 今ちょっとそのことを申し上げますので。

通算すると、つまりそういう同じ制度が、人事上の制度が適用されているということを申し上げたいわけです。それによりまして、特殊会社相互間でありまして、一般商法会社と特殊会社の間でありまして、これは会社間の円滑な人事交流が行えるようにしております。

また、これも一つ機構がございますけれども、機構については、これは非特定独立行政法人でございますので、職員は非公務員でございますので、会社と機構間の職員の異動についても同様に制度上規制はございません。今申し上げましたように、会社間及びその各会社と機構の間における人事交流につきましては、これは経営上の要請に従いましてグループ全体の一体的経営が可能になるような仕組みになっているものというふうに考えております。

片山虎之助君 その場合に、自由に今人事交流ができると、持ち株からこっちに行ったりあっちに行ったりもうずっとできると、こういう話ですよ。今言われた郵便貯金・簡易生命保険管理機構という独法ですね、それもできると。それはだれがそういう統一的なその交流の段取りというのかな、あれができるんですか、計画は。それはもうお互い話し合えということなの、それぞれの会社の。いかがですか。

国務大臣（竹中平蔵君） これは経営の実態がどうなるかということにも依存いたしますが、移行期間に関しては、これは間違いなくこれ、持ち株会社が先ほど申し上げましたようなヘッドクォーターといいますか、本部機能としての役割を果たしますので、移行期間に関しては、その持ち株会社が総合的な人事管理の重要な役割を果たすというふうに思います。

それ以降に関しては、これは一体的な経営をするという判断が経営者においてなされた場合は、これは民間の会社でもいろいろな何々銀行、何々信託銀行の間での人事交流と同じでございますので、その社長会のようなものをつくるのか、いろいろなやり方があるかと思いますが、実態に合わせた総合的な意見の集約の場というようなものがつくられていくというふうに思っております。

片山虎之助君 そこで、その共済ね、年金、国家公務員共済。当面は全部そこに入ると、こういうことですけれども、それはもうずっとそうなるのかどうか。持ち株と郵便局会社と郵便会社はいいですよ。ところが、一般商法会社になるわけでしょう、貯金と保険の方は、一遍は。それもずっと国家公務員共済になるのか。昔の三公社が国家公務員共済に十何年ぐらい入っていましたよね。それはどういう理屈なのか。実態、国家公務員共済がこれわっと思われるとまた困ると思うんですよ、年金財政が。そういうこともあるんで、その辺はどう考えるか。

それからもう一つは機構ですよ、機構、今言う独法の機構。これも国家公務員共済じゃどうなるのか。あるいは子会社、一杯子会社、その子会社の職員の年金というか共済はどうなるのか。御答弁をお願いします。

国務大臣（竹中平蔵君） 詳細な説明は財務大臣からもあろうかと思いますが、基本的な考え方は、これ今委員も御紹介していただきました、かつてのその三公社の例等々にも見られますように、基本的にはやはり、民営化でございますから国家公務員共済から厚生年金に移換をしていただくというのが基本的な方向であるというふうに考えております。

しかし、当面、国家公務員共済に残って、それが適用される。その理屈やいかんということでございますが、そのような措置を考えました最大のポイントは、何といたしましても、これは働いておられる方々の利益をしっかりと確保するというところでございます。非常に大きな制度設計でございますので、それによって混乱が万が

一にも生じないように、その働いておられる方々の正に待遇、利益を考えまして、このような、かつての三公社と同じように時間を掛けてしっかりと調整をしながら移行していこうと、これが基本的な考え方でございます。

調整には時間を要する問題があると承知をしておりますけれども、これは財務大臣とも厚労大臣ともしっかりと話し合いをしながら間違いないような形で進めてまいりたいと思っております。

国務大臣（谷垣禎一君）　そこで、国共済適用される範囲ということですが、今、片山先生おっしゃった郵政公社から移行する持ち株会社、郵便会社、それから郵便局会社、これはもちろんでございます。それから、一般商法会社となる郵便貯金銀行、それから郵便保険会社、これは全株処分される前はもちろんそうでありますが、全株処分された後も、国共済からまだ移行しない間は国共済の適用になると。それから、管理機構ももちろん当然含まれます。それから、子会社ということになりますと、これは今後政令でどこまでかということをはっきりさせていかなきゃいけないわけでございますが、要するに基本的には、これまで郵政公社に勤務する職員が共済の適用にあったと、それと同じような範囲でやっていくということが基本的な考えでございます。

それで、子会社につきましては、民営化後の旧三公社の例では、子会社の過半数の職員が新会社の職員であることといった、まだほかにも幾つか要件がございますが、そういった要件が満たされれば国共済制度を適用すると、こういうことになっておりまして、それが一つの前例として参考になるわけでございます。

片山虎之助君　いずれにせよ、やっぱり大変な、これは不安や混乱が起きないように是非、何ていうか、幅広というのか、好意的に扱っていただきたいと、こういうふうに要望しておきます。

そこで、今度は税制なんですよ。これが、まあ公社から会社に、持ち株会社方式に移行するわけでしょう。基本的な税制についてのお考え、どうですか、財務大臣。

国務大臣（谷垣禎一君）　基本的にはイコールフットイングということになるとは思いますが、特に考えなきゃなりませんのは、大きな制度の変革ですから、移行が円滑にスムーズにいくようにしなきゃならぬ、そのための税制と、そのための税制というものをきちっと考えなきゃいけない、こういうことではないかと思えます。

そこで、具体的に申しますと、郵政公社の資産、それから引当金、準備金、こういったものを引き継いでいく。これは法人税上の措置をきちっと講じて、遺憾のないように、きちっと移行できるようにしなきゃならない。

それから、承継資産等、これ登録免許税の非課税措置というのも必要でございます。

それから、社会・地域貢献基金というものを設けるわけですが、こういった交付金等の全額損金算入と、これも法人税でございますが、そういった措置を講ずることとしておりまして、これが円滑な移行に資するのではないかと考えております。

片山虎之助君　その移行税制はまあ例もありますからね、今までの。それと同じようにやっていただくということなんですが、問題は、ちょっと声もありましたがね、郵便貯金銀行や保険会社が、窓口会社というかな、郵便局会社に払う委託料の消費税なんですよ。これが年間七百億円でしょう。分けたくて分けるんじゃないでしょう。国の大きな方針、政策で四分社化になって、しかも委託という、まあそういう仕組みもあるんでしょうけど、委託をやれと、こう言われるわけでしょう。公社が悪いということはない、公社の関係じゃありませんよ。そこで、まあしかし、こういうものには消費税が掛かるんだと、出せと。民間にはこういうことはありませんわな。まあ民間が郵便局会社に物を委託するということはあるかもしれぬ、しかしそんなものはもうほとんどない。あっても大したことない。

これは幾ら何でも、あと生田総裁の意見も聞きますけど、いつも怒って答弁されていますよ。なかなか怒らない人がこの問題になると怒る。というのは、それはやっぱり私は総裁の方に、そういう言い分がもっともだというところがあると思います。どうですか。

国務大臣（谷垣禎一君） 私の前で生田総裁も何度もこのことは答弁されているわけですが、やはり財・サービスの取引に課税、取引の対価に課税するということになりますと、今度の公社の民営化した場合も委託金、窓口会社に対する業務委託金というものも、これはサービスの対価でございますから、消費税が掛かるということになるわけでございます。

それで、今、片山先生、民間会社が窓口会社に委託するというのは微々たるもんだとおっしゃいまして、確かにどのぐらいの額になるかは存じませんが、そこはやはり今までの例からいいたしても消費税を掛けざるを得ない。そうすると、やはりそこにアンバランスが生ずるとイコールフットイングという問題に抵触をするのではないかと考えております。

それから、ちなみに今七百億ということが言われておりますが、これは消費税として支払ったものは法人税法上は全額損金算入となりますので、実際は消費税七百億というような課税額になるわけではないということもでございます。

片山虎之助君 まあ、これは本当に新しいやり方なんですよ。金融は今非課税ですからね、御承知のように金融関係は。だから、この委託も金融関係だという認識すりゃいいんですよ。法律に書きゃいい、もう簡単に言うと。だから、ひとつ研究してくださいよ。

それから、ずうっとはそれは財務省もいろんな御事情があたりだと思っけれども、経過措置でも何かとれないかなという、大変私は公社に同情的なんですよ。

もう一度御答弁を。

国務大臣（谷垣禎一君） 今おっしゃいましたように、確かにこの問題は、金融サービスは、その事柄の性質上、消費税を非課税としているところから仕入れ税額控除ができないという問題が生じているのはおっしゃるとおりでございますけれども、この消費税というものは、もうこれは正に片山先生には釈迦に説法でございますけれども、それを性質上、今おっしゃったのは金融と同じだというふうに考えられないかということでございますが、性質上非課税だというのは広げていきますと、もう穴だらけになってしまって消費税としての体を成さなくなっていくということを私どもは懸念をいたしているわけでございます。

片山虎之助君 まあ、これも税調マターでもありますしね、税調の方でしっかり議論いたしたいと思っますが。

次は、二兆円の例のファンドというか積立金ですね。これも、まあ皆さんは無税積立てにしてくれと。これも、あれですよ、ユニバーサルサービス確保のために二兆円積むんで、子会社の持ち株処分から積めと、こういうわけでしょう。これもまあ一種の国の方針、国策ですよ、考えてみれば。で、こういうものは、やっぱりそうしてやらないと倍ぐらい掛かるんですよ。何か踏んだりけったりという感じがしてしょうがない。是非、この点についてはいかがですか。

国務大臣（谷垣禎一君） これも先ほどちょっと申したところでございますが、基金に積んだものを実際に交付金として使う場合には全額損金算入すると、こういうことにいたしているわけでございます。

それで、さらに、使うときじゃなしに積むときに損金算入なりそういうものはできないかということだろう

と思いますが、税法上、準備金といいますが、そういう基金を積むときに、最後、何ですか、税の繰延べのようなことをしている例がないわけではございません。しかし、それとこの準備金の取り崩すか取り崩さないかというようなところの組立てが違いますので、取り崩すようなものであるならば、何というんでしょうか、繰延べ措置というようなものができるわけでございますけれども、ちょっとそこと組立てが違っているということがございます。

片山虎之助君 この点もひとつ研究してください。

税の方では税の方で、税調の方は税調の方で議論していくと、こういうことになりますが、もう一つ、もう一つ法人税、骨格経営試算というのを出示されましたよね、竹中大臣のところ。あれによると、法人税が、これが大体五千億から四千億ですよ、毎年。その試算でそうなっているんだから。それだけだあっと財務省に入るんですから、国に。それは郵便局の今までの蓄積の成果ですよ。だから、ここは例えば高齢者対策だとか過疎対策だとか、郵便局を通じてやるというやり方もある、市町村を通じてやるやり方もある。そういうことは、ここは一つの大きな利益調整として、しかも地域活性化、地域振興につなげていくと。民営化してこれだけいいことができたじゃないかと、これだけの金が過疎地や地方に還元できると、こういうことを私は政府として明らかにすることは大変みんなに歓迎されると思うんですよ。

御検討の用意ありますか。四千億から五千億、毎年ですよ。

国務大臣(谷垣禎一君) 口の悪い方は財務省ばかり丸もうけしているとおっしゃる方もあるわけですが、従来免除されていた法人税を民営化に伴って払っていただくということは、今回の民営化の目的の一つ、財政が厳しいときに財政再建にも資するという点から、私は大変有り難いことだと思っているわけでございます。

そこで、過疎対策、高齢者対策、もちろん郵便局を通じて今までやってきたわけでございますけれども、民営化後でも過疎地の金融サービス、それから社会福祉の増進に寄与する三種、四種といったようなもの、あるいはひまわりサービス、こういうものは安定的に実施していただく必要があるということで、基金をつくっていただいているわけでございます。

さらに、これを過疎対策、高齢者対策等々について、これまでも制度面、予算面、いろいろ取り組んできたわけですが、厳しい財政事情の下でも過疎地域の自立促進とか、あるいは高齢者の生活の安定等の観点から、適切に今後も取り組んでまいりたいと思っております。

片山虎之助君 今までやってきたものじゃないですか、全部。だから、それはそれで続けるんですよ。まあ基金を使うのもいいけれども、その上に私は、今回の民営化を機に地域活性化、地域振興、それにつなげた何かそういう大きなことが考えられないかと。やっぱり地方が元気にならねりゃ国元気がならないですよ、本当に。地方が変わらなきゃ国が変わらないんです。大きなきっかけにしてくださいよ、この、制度改正の。総理、いかがですか。

内閣総理大臣(小泉純一郎君) 民営化することによる一つの大きな利点というのは、法人税等税収が入ってくるとのことですよ。今五千億とか六千億とか言っておられますけれども、これは財務省丸もうけというんじゃなくて、結局は国民の税収ですから、何に使おうかということについては財政面においても寄与する、これが今回民営化の一つの重要な利点だと思っております。

同時に、今指摘されました過疎対策とか高齢者対策、あるいは第三種、第四種、ひまわり事業等、これは福祉的な側面も随分あると思います。そういう点については行方素地というものがございます。

さらに、民営化になりますと、私は今皆さんが想像している以外の様々なサービスが展開されると思います。それは、今まで手足を縛っていた、三事業でなくてははいけませんよと。それはもう官業だったら当然ですよ。民間と同じような条件の下にやると、官業であれば、手足を縛らなければ、これはほかの民間に対するいろいろな仕事に対して圧迫するとか、税の優遇がありながらそういうふうなことをしてはいかぬということで制約がある。しかし、民間になれば、今、宅配の例をまつまでもなく、我々が想像している以上なサービスを展開すると、そういう点もやっぱりよく見ていかなきゃならないと思っております。

片山虎之助君 まあ総理、その五千億なり四千億全部という意味じゃないですよ。そういうことを過渡的に考えていく。何らかの基金でも、これもいいのかもしれませんが、別の基金ですよ、あれとは。何かそういうことの御検討を是非お願いいたしたいと思えます。

もう時間がなくなってまいりましたが、最後に、その外資、外資の攻勢にどういふ防衛策を取るのかということなんですが、持ち株は三分の一政府が持ちますよね、だから三分の二外資になる可能性がないわけじゃない。可能性ですよ。それから、金融サービスの方、貯金も保険もこれはその可能性がある。

そこで、どうやるんだということなんでしょうけれども、商法の改正で、定款で防衛策は講じられますよね、ポイズンピルというのか何か知りませんが、難しい言葉でね。だから、そういうことはやってもらうんだけど、政府としては、この外資からの、ハゲタカファンドにねらわれていると、アメリカのためというわけでもない、外資のためにやっているのかと、こういうことが定かな根拠もなくかなり言われている。

これについて、ただ、アメリカは要求来ているんですよ、規制改革の何とか要求書の中にずっと入っているんだから、民営化が。だから、それについてお考えをお聞きいたしたい。

国務大臣（竹中平蔵君） 今、片山委員ちょっともう御紹介していただきましたように、民営化されてできる会社、それぞれ資本構成とか違いますので、それぞれの対応策というのが基本的にはまずあり得るということだと思います。

この持ち株会社に関しましては、これは特殊会社として、公的な機能を持った特殊会社として設立をします。主務大臣による監督規定もございまして、さらには、株主権が濫用されないように、安定株主として国自身が常時議決権の三分の一超の株式を保有するという形でしっかりとした役割、公的な役割を果たしていける担保をしております。

郵便事業会社と郵便局会社は、これは持ち株会社の一〇〇%子会社でございまして、この株を直接外資が取得するということは、これは理論上もあり得ないわけでございまして。また、この郵便事業会社、それでユニバーサルなサービスを果たしていただくかなきゃいけないんですが、これは持ち株会社の株主構成にかかわらずしっかりとそういうユニバーサルサービスを果たすということは、これは法律上で義務付けているところでございまして。

そこで、更に行きますと銀行と保険でございましてけれども、これについては会社、いわゆる民有民営になるわけでございまして、これについても先ほど少し御言及いただきましたが、まず銀行法の規定、独禁法の規定等々、そういった一般法規がございまして。特に金融に関しましては、これはやはり当局であります金融庁、内閣総理大臣の認可が必要でございまして、これはやはり健全かつ安定的なその業務運営ができるということでもありますから、そういう観点からしっかりチェックを行う仕組みというのも持っているというふうな考えております。

そうした上で、全体としてですね、全体としてその民営化後の新会社に対する敵対的買収に対しては、商法、会社法の一般的な規定を適用して防衛策をこれはしっかり講ずるという決意で私たちはおります。今いろんな議論がなされている中で、その敵対的買収に対する防衛策のルール作りが進められております。これらを私た

ちはフルに活用するということを是非申し上げたいと思います。その上で防衛策をしっかりと講ずるべきとの考え方をっております。

片山虎之助君 最後に申し上げますが、我々自民党、あるいは与党ですね、公明党を含む、みんな郵政事業が好きなんです。郵便局が好きなんです。また、郵便局や郵政事業が我が国のセーフティーネットとして大変な役割を果たしてこられたことに本当に心から感謝している。さらに、自民党で言えば、自民党が一時野党に転落したときにも自民党を終始支持してくれた私は数少ない団体だったと私は大変感謝しております。

大変今大きな、郵政事業、試練にあります。私は、大きな時代の流れの中で将来の民営化のためにゆっくりとなだらかに民営化を志向していくことは、これはもう歴史の大きな流れじゃないかと。ノーチェンジ・ノーチャンスという言葉がありますよ。ノーチェンジ・ノーチャンス。変化を恐れたらチャンスはつかめないんです。私はそれを摩擦なくやる、このことを最後をお願いして、政府の方にもそういう精神でやっていただきますようお願いしまして、誕生日の質問を終わります。

ありがとうございました。

委員長（陣内孝雄君） 六案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時二十二分散会